今すぐ透かしを削除する

空調設備等保守点検業務

履行期間

令和　４年　４月１日から　令和　５年　３月３１日まで

1.　　業務対象施設　古河市役所総和庁舎

2.　対象機器

(1)冷暖房及び空調設備

①　本庁舎機械室パッケージ及びチーリングユニット(旧館を除く)
②　第二庁舎空調機器
③　第三庁舎ヒートポンプチラーユニット及びファンコイルユニット
④　その他上記以外の各庁舎各室に取付けられている空調機及び加湿器
⑤　給水設備(受水槽等)
⑥　これら設備に付帯する電気設備

設備（別紙参照）

3.　業務内容

①　冷暖房機器の点検及び清掃
　　*清掃には機器のフィルター等の洗浄を含むものとする。
②　暖房機器の冷暖房の切替
③　給水設備の点検及び清掃
　　*清掃には受水槽の消毒を含むものとする。
④　その他付帯する電気設備の点検
⑤　対象機器の不具合が生じた際の保守

４．　点検回数等

①冷房機器の点検及び清掃　　２回/年（冷暖房使用開始時期）
②冷暖房機器の冷暖房の切替　　２回/年（冷暖房使用開始時期）
③給水設備の点検及び清掃　　１回/年
④その他付帯する電気設備の点検　　随時

但し、不具合が生じた際には上記に関わらず、保守として迅速に対応すること。

５．　留意事項

点検等によって確認できた軽微な手直し事項は、契約の範囲内で修繕すること。

６．　業務対象施設

第一庁舎、第二庁舎、第三庁舎、ふるさと館